

国土総合開発特別委員会議録第八号

(三十三)

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)

午後三時四十一分開議

出席委員

委員長 五 四郎君

理事 川村善八郎君 理事 松澤 雄藏君

理事 竹谷源太郎君 理事 渡邊 惣藏君

田中 正巳君 南條 徳男君

林 唯義君 松浦周太郎君

井谷 正吉君 北山 愛郎君

小 忠君 森 三樹二君

出席國務大臣

國務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

北海道開発 福井 順一君

政務次官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

(北海道開発 中平 榮利君)

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

總理府事務官 中平 榮利君

○小平(忠)委員 北海道の総合開発が

国策として取り上げられまして、御承

知のように第一次五カ年計画が三十一

年度で終り、三十二年は一応プラン

クにはなつたのでありますが、三十三

年度を第二次五カ年計画の第一年度と

して発足をすると四月一日を目前

に控えて、この北海道地下資源開

発株式会社法案なるものが政府提案と

いう形において本委員会で審議され

るという事は、まことに私は意義深

いものがあると思つております。と

申しますのは、北海道の開発の中で、

地下資源の調査、地下資源の開発は、

未開資源の開発の見地から見ると、

ば、私はきわめて重要な役割を持

ておると思つております。この地下

資源の開発について、北海道開発法が

国会を通過して以来、特にこの問題

は毎年々々強く官民一致した意見の

もとに推進されてきたのであります

けれども、この地下資源の開発につ

いては、予算の編成その他の施策に

ついて遅々として進まなかつたので

あります。ところが、これが今回一

つの開発の法案として、内容が別

といたしまして、このことを取り上

げることについて、さういふ意味

から、きわめて意義深いものがある

と思つております。

ところが、この問題について特に

石井長官にお伺いしたいのは、この

法案提出の経緯をいろいろ振り返

つてみますならば、この端緒は、

北海道開発審議会の答申に基いて、

政府当局が

これに対していわゆる予算的措置や、

あるいは立法措置をとるという段階

に出たことではあります。本来から

言いますならば、地下資源の開発、

地下資源の調査等は、これは国の責任に

おいて国みずから行うのが筋じゃな

らうかと思つております。そこで、

これをたゞいま議題となつておる

株式会法案によつたことについて

は、われわれ審議会におきまして

も、いろいろ審議したところであり

ます。が、しかし、これについては

現在のところ、私はま

づ冒頭に石井長官から、地下資源

の開発、この地下資源の調査なるも

のを株式会社によつてやるんだと

いうその基本的態度について、長

官の御所見をまず最初に承りたい

と思つております。

○石井國務大臣 お話のようにこの地

下資源開発会社は、年々論議され

ながら実現をしながらしたのでござ

います。今度開発審議会の熱誠な

御討議によつて原案ができ、これ

によりまして私も実現の折衝に當

つたのでございまして、お話のよ

うにこれは国がやるべきものであ

つて、民間の資本を入れてやらす

という問題はおかしいんじゃないか

という問題が論議された問題だ

と思つております。本来ならば、

政府がどしどしこういうことを

やられていくか、あるいは政府

だけの力で公的なものでも設けて

やっていくかというふうなことが、

望ましいことであつたかと思つて

すが、この問題からだけ見ますと、

わずかな金じゃないかということに

なりまして、政府全体の国の財政を

まかなうものからいたしますと、

新規の仕事にはなかなか手を出し

てくれないので、だんだんそうし

ていくうちに、一年たち、二年た

ち、時がたつていくばかりであ

る。われわれは第二次五カ年計画

を立てて、地下資源の開発等にも

力をいたそうした場合に、何と

してもこれを實現させたいという

熱意が皆さんにもあり、われわれ

にもありまして、さうして官民

合同でやつていく。民間もこれ

ほど力をいれてくれるのだから、

政府も力をいれなければならぬ

。そんなことは言ひわけにも何

にもならぬわけではございませ

うけれども、實際問題としては、

さういふことで、みんな官民一

緒になつてやろうじゃないかとい

ふ心持になつてやろう。まして、

これが提出されたわけではござ

います。初めの計画と、資金の面

において非常な隔たりが出てきた

というところが、第二の問題とし

ては非常に遺憾なことではござ

いまして、とにかく地下資源開

発のための単独法ということ

が、曲りなりにもできたというこ

とに、さういふ形で開発をするこ

とに、さういふ形で開発をするこ

とに、さういふ形で開発をするこ

とに、さういふ形で開発をするこ

とに、さういふ形で開発をするこ

株式会社によつてやらなければなら

ないという理由が完全に明確であ

るとは、どうも申し上げにくいので

ありますが、それは具体的に伺いま

す。今度の法案の第三条によります

と、「政府は、常時、会社の発行済

株式の総数の二分の一以上に當

る株式を保有していなければなら

ない」とありますが、大体この種

の場合には、御承知のやうに

当初の審議会の答申は、政府が

九割、民間が一割というやうな

ことにおいて、性格そのものは、

いわゆる政府機關的な、ある

いは公的な性格を持つたものと

すべきであるというのであつた

のが、それを株式会社によつて

やらなければならぬということに

なつたことについて、やはりこ

の際長官の所信を明確に承つて

おきたいと思つております。こ

ういふやうな性格から見ても、

何のために一体株式会社によら

なければならぬのか、公社でも

いいのではないか、あるいは政

府みずからやつていいのではない

か、政府が九割も出資をして、

民間が一割というやうなこと

であるならば、それでいい

じゃないかという意見がありま

す。やはりこの際株式会社によ

らなければならぬという理由に

ついて、この法第三條第二項の

規定からいっても、この点だけ

は明確にされておかないと、今

後の運営上いろいろ批判があ

ると思つております。

○石井國務大臣 民間資本と政府

の資金と一緒にしてこしらえる

ものであります。どういふ形を

三月二十八日

委員芳賀貢君辞任につき、その補欠

として森三樹二君が議長の名で委

員に選任された。

本日の會議に付した案件

北海道地下資源開発株式会社法案

(内閣提出第六〇号)

○巨委員 長 これより會議を開きます。

北海道地下資源開発株式会社法案を

議題とし、質疑を行います。質疑の通

告があります。順次これを許します。

小平君。

とになりますと、これは自然特殊な会社をこしらえるはかしようがないというのでございまして、民間から出し、政府から出してやっておる、こういう形のもので一番近いのは日本航空などで、そういうものと同じだと思つたので、そういうものが、これは公社とするわけにもいかないし、どうしても会社、そうして政府の出資もあつて、いろいろな問題をこれによって特殊な扱いをしてもらう必要もありますので、こういうふうな特殊会社になるという結果になつておるのでございまして、その根本の、民間の資本を入れるかどうかという問題は、さつき申し上げた通りでございまして、会社の形をとつたのは、今申したような意味でやつたわけでございまして。

○小平(忠)委員 会社の形態をとることについて、日本航空などの例を申されましたが、日本航空のような場合は、これは民間の出資者が非常に多いのです。大体この種の地下資源開発株式会社に於いては、もう当初から、法律でも政府は半分以上ということになつておりますし、資本金については政府が九割、民間が一割、こういう考へ方で出てきたわけですね。

審議会でこの問題についていろいろ議論をした当時の意見としまして、これは今後大臣にお伺いする一つの参考に私は当時の記憶を記録してあります。が、公社でもまずい、政府みずからでもまずい、なぜ会社によつたかという理由の三、四点指摘されておる中に、こういうのがあります。会社によつた理由は、優秀なる技術者を採用するという場合において、公務員並みの給与では、なかなかそういう優秀な技術者

が求めにくいのではないか。第二番目は、民間の委託探鉱などが、会社でなければできない面がある。さらに地下資源については、今までの例から見ても、国だけの調査なり、国だけの開発事業では十分だから、どうしても民間のいわゆる投資を仰がなければならぬという意味から、会社の方がいいんじゃないだろうか。さらに会計検査院の検査を受けるようなことでは、事業の運営が非常に円滑にいかない。この面については、国の財政投融資を受ける場合においては、会社といえども会計検査院の検査を受けるのだが、しかし政府機関的なものと株式会社とは、おのずからそのやり方においても弾力性があるし、いいんじゃないだろうか。それから事業の運営や収支の関係等においても、会社の場合には若干融通があるんじゃないだろうかというようないふことも指摘されました。審議会においては当時の学識経験者の意見や、あるいは与党、野党というように一応超えたいとして、われわれはこの会社案に一応終局的に賛意を表したのであります。

ところが、これには条件があります。以上のような観点において、北海道の開発、北海道の地下資源の調査は、国だけの予算にたよつたのじゃ、なかなかできない、どうしても民間がある程度誘い水をかけて、国が本腰を入れてやるようにしなければならぬから、そこで、そのときの条件として、資本金は当初最低十億を必要とする。一番最初にこの問題が議論された当時は、やはり二十億くらい必要でなかったかというのであつたけれども、いろいろ計画を立ててやつてみた結果、最低

十億は必要だ、その際十億をどういふふうに按分するかという、国が九億、民間が一億、この十億がまずスタートするに於いて最小限度必要である。そして最終二十億円程度の資本金で一ついふと、なかなかいいことが議論せられ、特にこの点については、石井長官も本案が審議会で決定されたときは御出席なされて、あなたもこの案について同調せられて、これでいいということを表明せられて、われわれも賛意を表したわけですね。ところがそれが予算編成の過程を通じて、それはあなたの努力はわれわれもよく認めております。しかしながら、結論的には政府の出資がわずかに二億、あとは民間から期待されるのだ。一体民間から幾ら期待されるのか、これはわかりませんけれども、しかしこのやうな形で一体三十三年度のスタートができるのか、いかなる理由によつてあなたの考へ方が変更になつたか、まずこの点を私は伺いたいのであります。

○石井国務大臣 会社はできたが、仕事ができないようでは何もしないの、でございまして、これは御承知の通りでございまして。私も初め説明を承つて、十億の会社で出発する。九億を政府が出して、一億を民間から出してもらう。民間に加入していただく心持は、今あなたのおっしゃつたやうな心持で、民間の人たちにも、これに一口乗つておるのだという心持で熱を入れてもらつて、この仕事は官民一体のいい仕事となつていくやうな心持でお願いをすることにいたしましたわけですが、実際問題として折衝をやつて参りますと、なかなか話がつかない

のであります。それでは、三十三年度から出発するとして、最低どれだけの金があつたら、一つの単位といひますか、スタートできるだろうか、それくらいのもので、たら、やつたつて初めからだめだといふ限度もあるのだから、どのくらいだということをお聞きします、まあ五億の金が使えれば、一通りのことが思ふやうにやつていけるだろうというやうな話もあつたのであります、これは私は非常にラフな勘定だと思つたのでございまして、五億円でいこう、これは九対一の割合であつたのだけれども、一つ民間は、お願いして一そのまゝにして、四億出してくれぬかということになります、最後の日までなかなかきまないと、さつき申したやうな心持も、第二次五カ年計画に対する心持もありまして、どうにもならぬのでありますから、私は最後の日まで押してあります。最後にしまして、政府はそれじゃ設立には賛成するが、金のやりくりもなかなか困難になつてきた――最後の段階でもありましたが、政府もどうか二億にして、民間一億というやうなことで、三億でスタートしてもらへぬかというやうなことであります。

しかし三億ではだめだ、五億なくてはだめだといふので、押し引き引いたいろいろいろいろいしましたが、どうにもそれ以上打開ができませんので、それは政府出資二億、民間は一億一つ願つてみるというので、最初の年は二億の金をどこから借りる。これは必要に応じて借りればいいわけですが、借りることに政府も協力する

といふことで、五億の用途をつけて、それでも非常に不満でありますけれども、これで出発をしよう、そうして来年は来年のことにしようといふことで、五億、その二億は政府出資、二億は融資を受ける、それから一億は民間にお願しようといふことで、始めたわけでございますが、民間の方はその後いろいろお話を續けてまして、大体一億は近くまとまるだろう、こういうふうにしてあります。融資の二億は北海道東北開発公庫の方から融資をしてもらうといふことで、出発をしようと思つておるわけでございます。

○小平(忠)委員 ただいま御説明されました民間の一億でございますが、大体その一億の出資のめどはついたんでございましてか。

○石井国務大臣 大体見当がつきかけておるところであります。

○小平(忠)委員 その大体見当がついためどについて、どのような内容の出資となるのでありますか。

○石井国務大臣 石炭関係の方から約半分、それから石炭以外の鉱業者、これは、今どこもこれも非常に不景気なんです、それから一般、またあるいは北海道庁も加えまして、そのあとの二十万円見当、大体をこしらへてまとまるだろう、石炭の方だけは大体話がまとまつておるといふことであります。

○小平(忠)委員 その石炭の方の半分といふのは、あえて会社等についてこの段階でお伺いをしようと思ひませんが、石炭の半分引き受けるというその内容は、中小炭鉱がおもなのか、あるいは大炭産がおもなのか、その点はいかがでございましてか。

○石井國務大臣 私は内容的にまで
ちよつと承知いたしておりますが、
これは石炭協会の会長の伊藤さんにお
願ひいたしました、皆さんと話し合ひ
をしていただきたいということ、大
体お引き受けできるという返事を聞い
ております。必要があれば、必要が
あつても、こまかくわからぬかもしれ
ませんが、必要があれば、何と
かできるだけ調べさせていただきます。

○小平(忠)委員 実はそれは必要があ
るのであります。というのは、われわ
れの耳に突は入っていることでありま
すが、石炭の某有力会社の社長があな
たにお会いになつて、どうもこの地下
資源の会社については問題がある、だ
から協力するわけにはいかぬ、反対で
あるというふうなことをあなたに申し
入れしているということを、実は漏れ
承わつておるのでございますが、そう
いうことは事実でございますか。

○石井國務大臣 そう言われますと、
だれだつたのですか、石炭の人からそう
いうことを聞きましたか、そういう人
たちもみなひつくるめて、話は大体了
解されたというふうな伺つておりま
す。大きな会社の人だつたと思ひます
けれども、ちよつとはつきり……。

○小平(忠)委員 いや大臣、別に遠慮
される必要はないですよ。

○石井國務大臣 いや、だれだつたか、
ちよつとどの人だつたか、大したこと
じゃなかつたですが、それは必要で
すか。

○小平(忠)委員 それは名前は、私自
身も某と申し上げてはいるのですから、
別にそこを伺うのではないが、私の
伺つたのは、非常に有力な会社なん
です。そういう有力な会社の社長があな

たに会つて、この地下資源の会社につ
いては問題がある、協力できない——
できないというところは、出資もできな
い、反対であるというふうなことを表
明されたと聞かれます。ですから、あ
えてその特定の人を私は伺わぬでも
いいですが、それは事実かどうか。それ
から今の話では、完全にその問題は解
決されたというふうには実は私理解でき
ないものですから、あらためて伺い
ます。

○石井國務大臣 大体だれだつたか、
私ははつきり覚えていない程度のこと
でございますが、どういふ関係だつたか、
確かにそういうことを言つた人はあり
ました。しかし、それはなかなかうま
くいかぬでしようということでありま
して、私は、そんなことあるものか、
これは君一人じゃない、たくさんの人
が集まつて、長い間やりたい、北海道
の開発のためにやりたいといつて、そ
うして審議会でいろいろ審議した結
果、こうやつて出ているものだから、
君らが反対する手はないものかとい
うことを、みんな何人もおるところ
で、話したのでございます。そうして、
このごろ世話してくれておる伊藤さん
のお話によると、もう自分の話した範
疇において、みんな了解をしたとい
うことでありますから、おそらくその
人も了解してくれたのだと思ひので
す。御心配いたしたかぬでもないと思
ひますが、何かそこに問題があります
ば……。

○小平(忠)委員 どうも大臣の今の御
答弁は、何か煮え切らぬものがあるの
です。解決されたと思う——これは三
十三年度にしようとするのであります
が、その発足をしなければならぬ重

大な段階で、民間出資の最も重要な面
を占める、そういう立場の人からそう
いうことがあつたについては、やはり
この際明確にされた方がいいと思ひま
すし、それから冒頭に伺ひましたよう
に、石炭関係で半分持つというの、
どういふ割合で、どういふ内容の会社
の方々が引き受けられるのか、これは
この法案に基く会社の運営にも重要な
意義を持つから、お伺ひしたのであり
ます。

○石井國務大臣 私は出資関係は、こ
れは民間の人でお互いに——いろいろ
そういうふうな反対とか、少くともあ
まり心持よく賛成せぬ人もあるかも
わからぬし、私から話して無理に押え
つけるような格好になつてはいけな
いと思つておりました。こういうこと
なるべく民間同士の話し合ひにして
いただく方がいいということで、石炭
関係の方も、さつき申したように石炭
協会にお願ひしておるわけでありま
す。大体もう見当がつきましたとい
うような話で、私は今それに信頼を
いたして、實際問題としてだんだん資金
の分担等に入つてもらうということを考
えておりました。まだどこがどうで
か、というふうなことを一件々々聞い
ておりませんけれども、なおそういう
点もだんだん実行に移さなければなら
ぬ段階になつていくと思ひますので、
よく世話人と相談をいたしまして、
はつきりするものは、だんだんはつ
きりさしていくようにしたいと思ひ
ます。

○小平(忠)委員 最初に大臣が、差し
つかえなければその内容をお話して
もよろしいということを申されたの
で、それをお伺ひしたいと思ひます。

それと今御説明された中に、石炭以外
の鉱業者、これが大体三千万円くらい
です。それからそのほか一般と北海
道庁から二千万円とおっしゃつたので
す。この北海道庁というものは、もう道
の責任者と話し合ひをされたのであり
ますか。

○石井國務大臣 これは、石炭の方が
大よそそういうふうなことです。そ
れから一般の石炭以外の鉱山の話が
大よそさういふところのようにな
るのか、あるいは道庁も持つてもち
ろか、あるいは持たないとか、いろいろ
なことを聞くのでありますけれども、
私自身これに當つておりませんので、
わかりませんが、そこいらはこれから
確かめ、あるいはもうすでに話を進め
ておるかも知れませんが、私も、私自
身が當つておりません。

○小平(忠)委員 大臣の答弁がさうぐ
らぐら變つてはけません。あなたの
最初おっしゃられたのは、一般と北海
道庁合せて二千万とおっしゃつた。そ
ういふ具体的な数字までお出になるの
に、これは少くともこの委員会では
が答弁されるのに、仄聞とか、あちら
こちらから流れてくるその声を聞
いて答弁されるのは、きわめて権威の
ない話です。ですから、少くとも根拠
があつて御答弁されたのですか、その
点どうなんですか。

○石井國務大臣 大体一億円のできる
およそのワケを私は申したので、石炭
という方面から五千万円、そのほかの
鉱業の關係の人から三千万円、これも
多少動くことはあるだろうと思ひま
す。實際の引き受け問題ですから、そ
れはおおよその見当……。一般並びに

北海道庁の話がありますから、それを
含めてあとの二千万円というので、北
海道庁がどういふふうになるかによ
つて、民間のほうの方に広く話す、あ
るいは多く出してもらうとかいうこと
にする。こういうおおよそのワケみた
いなるものを申し上げたのでありま
す。個々の問題は、どこにどういふこ
とも、石炭にしても、一般のものにし
ても、まだはつきりしたところはわ
かりませんが、おおよその見当をつ
けるもの等で、たとえば石炭はさうい
ふ方面にどのくらい持つというよ
うなことで、内諾も得ておるという
うなもの等もおそらくあるだろうと思
ひますから、さつき申したものは、
さういふことで、現在のがわかればと
おっしゃれば、さういふところに関
して集めてごらんに入れるということ
にしたい、こういうふうな考へてお
ります。

○小平(忠)委員 あなたが最初御答
弁されたことが、だんだんばやけてい
くのです。これはこの段階において、遠
慮をされたり、別にそれを秘密にし
ておくべきことじゃないと思ひます。
むしろこの会社が設立された場合に
は、やはり積極的に民間の協力を求め
て大いにやるという態度がいいと思
ひます。ですから、さらに他を懸念する
意味で、冒頭に申されたこの五・三・二
というものの内容をこの際承わりたい
と思ひます。差しつかえないとお
しやるのですから。

○石井國務大臣 それはさつき申し
ましたように、必要であれば、そのと
ころから内容的なものを出してもら
う。私は持つていないのでございま
す。これは、この間大体どういふ割合で話

できたかというときに、石炭の方は大体五千万円というものを引き受けることができるといふ話になってきておるし、その他の鉱山で三千万円見当、それからそのほかで二千万円というのでございまして、まだどこまでいっておるかということは、私自身ここに持ち合せがないのでございます。それだから、さっきの石炭のように不賛成の方がある、そうすると、それがその中にあるのかないのかという問題等もお気づきになって質問されたのかもしれないが、私はそれを持っておりません。

○小平(忠)委員　それじゃ私は最初の質問に返ります。当初政府は九割、すなわち十億のうち九億の出資を予定した。ところがいろいろ折衝の結果、政府からは二億になった。それで民間出資にその半分の一億を期待する。それで当初の事業開始に五億を必要とするから、あとの不足分二億については、北海道東北開発公庫からのいわゆる借入金によってやりたい、こういう説明であった。一体十億のものが五億になつて、あるいは政府の九億の出資が

二億になって、そのような無定見な形のものでこの会社が運営できるものかどうか。当初開弁庁からわれわれに示された資本金十億の構想についての記録があります。また事業計画の内容等もあります。事業実施の具体的な問題についても指摘されました。それが九億のものが政府出資二億になって、当初の計画通りこれは参りますか。

○石井国務大臣　金額が減れば仕事のできない限度があるのじゃないかという質問に対して、さっき私は申したのであります。今こちらで考えており

ますのは、もし十億によってスタートするとすれば、非常に大規模の範囲にやれただろうと思うのでありますけれども、三十三年度の計画では、長さ二万八千メートルですか、その試験をを行うことにしております。それによりますと、大体五億円でやれる仕事だ。もし三億のみでやるならということになりますと、三億のみでもやれないことはない。それは事業を行う場合は、その試験のダイスタンスが約半分になる、一万四千メートルということになります。仕事の分量はそういうことになる。というのでございまして、まず五億あ

れば、一つの仕事の仕事らしい程度にスタートできるのじゃないか。これをやっているうちに、また来年、再来年度の問題になりますれば、これはどんどんやっていくべきものだ、こういうふうな方向にいい方向が出ておるのだ、というように示すことができる。ば、この政府の出資も増すことができるであろうし、この仕事は順次ふやしていくことができるという希望を持って仕事に当たっていきたい、こういうふうに思っております。

○小平(忠)委員 私がなぜこの点を重ねてくどくお伺いするかということについては理由を申し上げますれば、当初国が九割の出資をする、民間は一応一割程度でよろしいのだということにおいて、民間も、政府がそれだけ本腰を入れるならば、協力しようじやないかという声があり、今日に至ったわけです。ところが、あなたの説明のように、五億の場合、三億の場合によつて、もちろんいろいろやり方があるでしょう。しかし、この会社の事業の内容は、八条に示されておるように、「探

鉦」と委託に基く探鉦、それから「前二号に附帶する事業」、そのほかに、田沼な遂行に支障ない範囲内において大臣が認可をした場合に、探鉦用の機械の貸付の事業も管むことができるというのです。これらの業務について、明確にこの会社はこういう方針で、政府もこういう形で協力する、やるのだというこの態度がない限り、民間の一億の出資といえども、これは困難です。現に大臣のところにも、某有力会社の社長がやはり意見を申し述べに行っている。それに冒頭に大臣が、一億の民間の出資はかくかくの内容

によつて見通しがついたと申された
とが、お伺いしておる間に、何か非常
にばやけてきた。これは少くとも政府
がこういう方針をきめておる限りにお
いては、予算の編成の過程において九
億のものが二億になったのだから、不
足分を北海道東北開発公庫の借入金に
仰ぐというような、いろいろな便法を
講ぜられると想います。しかしなが
ら、そういう経緯は別としまして、
やはり確固たる方針を明確にされない
と、今後発足までに、民間の出資につ

いてもいろいろな問題が起きてきはしないか。私自身の伺っている範囲においても、特に石炭関係の有力なる余社の社長のごときは、これは北海道の地下資源の開発のために、ぜひ積極的に協力すべきである、従って、もしこの投資が全くふいになっても、それが何ら会社のために一銭の配当がなくなともよろしいというように主張されておることも、私は聞いておる。そういうように非常にりっぱな考え方を持つ人たちもおるのですが、反面に、非常に協力できないとか、あるいは反対であ

るとかいう人たちがおつて混亂した場合においては、これは思ふように参らないのであります。ですから、私はその点を実はくどく伺つたのであります。

そこで、私は今の問題について大臣にお伺いしたいのは、当初開発審議会が答申をいたしました政府出資九億というものと、今回の予算のいろいろな編成の過程を通じて、あなたもずいぶん努力されましたが、結局はいわゆる政府出資が二億になりました。九億と二億では、やはり事業そのものの実施について構想、やり方についても、

のでありますが、こういうような重大な変更があった場合に、審議会に報告をするとか、審議会の意見を聞くとか、そもそもこの答申をした審議会に対する処置をされていけないのですが、この点はいかがにお考えでございませうか。

○石井国務大臣　審議会には、まだその後何もこれらのことについて御相談を申し上げる機会を得ておりません。この会社は、今申したような方向より

ほかい、どうしても金の道はないのでございますから、これと、それから法案が大よそのめどがつきまじたらば、一べんお集まりを願う機会を得まして、私どもの構想、それに対しての皆さん方のお考え方というふうなものでも話していただくということは、いたしたいと思っております。

○小平(忠)委員 私はこの法案が通つてからでは、審議会無視——審議会の立場というものを軽視する、こう申し上げても過言でないと思うのです。少くともこの審議会がこのことについて

発議をし、審議会が政府に答申をし、その答申に基いて、政府が今回のような措置をされたのであるならば、その当初の答申に対して重大な変化が起きたというような場合には、やはり大匠としては、もっと早く審議会の意見聞くなり、審議会に報告をして了解求めるなり、このことをやるべきが、私は審議会を尊重するということではないかと思いますが、その点いかがでございますか。

○石井国務大臣　私は審議会を無視してこれをするというようなことを申したわけではないのであります。一番熱

心にこの問題と最後まで取っ組んでいただきます。審議會の中の飲工小委員長の方に御集まりを願ひまして、御報告を申して、この通りやってきましたというところで、皆さんの御了承を得たのであります。私の申しますのは、今度は審議會全体の方に、予算の問題とこの問題をあわせていろいろお話を申し上げることにいたしたい、こういうことに思っております。

○小平(忠)委員　いろいろ大臣言いはたけをされておりますが、それは無視な

するというお考えはあなたにはなかったでしょうけれども、鉱工業の小委員の方に集まってもらって、実は報告をし、了解を得た、こうおっしゃいますが、私の申し上げているのは、一部の人のということではなくして、この問題について最終的に、やはりいわゆるレギュラー・メンバー、ほんとうに審議会を構成しておるところの者に報告するなり、了解を求めるということが、私は長官として本件を尊重するのだと思うのです。そのことについて、別にあなたは無視したとは思わないけ

れども、そういう配慮がなかったことについて、やはりそれでいいのだ、当りまえだ、こうお思いでございいますか。

○石井國務大臣 たいだい申しましたように、さっそくその関係の方々には御報告しなければならぬ、そこで一番最後まで、この成文をこしらえるまで、いろいろやっていただいた小委員会の方々にまず御報告を申し上げたのであります。審議会には、もうそれだからおしまい、ほったらかしていいというようなことは、私どもは考えておりません。まだしていいというだけのことを申し上げておるのであります。

○小平(忠)委員 この会社の将来の運営につきましても、きわめて大事なことでありますから、そういう配慮について特に大臣に希望いたしておきます。

それと同時に、この会社の発足というか、あるいは運営に当って、私は特に大臣の今後の見通しについて伺っておきたいのは、実は本日私は大蔵大臣にも質疑の通告をいたしております。さらに通産大臣にも質疑の通告をいたしております。というのは、國の出資も、あるいは社債の発行にしろ、借入金にしろ、まあそのときどきの情勢で、金の集まった状況によって、適当にやっていけばいいのだというようにすることは、これは國民の大きな批判を受けると思います。やはり一つの計画に基いて、最小限きめたことぐらゐは実行するということがなければならぬと思う。それは石井長官が、大蔵省の第一次の内示においては落された。第二次でもだめだ。第三次でもだめだ。

そこであなたが、少くとも審議会の答申の意思を何とか実現したいというので、このことについて非常に努力されたことは、私はよく知っております。だから、あなたばかり責めてもならぬので、実は大蔵大臣に――北海道の地下資源の開発というものは、そんな思いつきで、一億や二億の出資をしてやろうなことではいかぬと思う。今日人工衛星なり、大陸間弾道弾、ミサイル兵器、こういった非常にすぐれた科学兵器が現われておる。あるいは人工衛星のとき、世界の科学者が驚異の目を見張っておるというように、時代にしろ、これらの革命は、原爆にしろ水爆にしろ、ことごとく地下資源によるものである。そういう意味から、ほんとうに國がやる気になれば、九億や十億の出資は何でもないのです。そういう意味で、今回、最小必要限度五億の目安は一応ついたが、しばらく来年度はどのような構想で、どのような形で行くという考え方をもち、なのか、その点を承わりたいと思っております。

○石井國務大臣 私どもは、初め十億の会社をこしらえたいということをおっしゃったのであります。三億では不満である。それで思ふような開発の手順なんかできるものではないと思っております。しかし、とにかく始められる、仕事はやれるというので、五億の見当がでさうしたもので、やることにしたのであります。これはこの予算編成までには、機械の購入であるとか、そのほかで、ことしはほんとうの調査的な部分程度しか進まないかわかりません。できるだけのことを、一カ所でも仕事ができることはやると

いうつもりで、馬力をかけたと思うのであります。私は来年の予算は、さきも話が出ましたけれども、前は二十億か、少くも十億ということをおっしゃったのであります。それに近づくような予算を来年はぜひ政府から出してもらって、第一期目標は十億の会社ということにねらいをつけて、それに進んでいきたい、こういうふうにお思っております。

○小平(忠)委員 大臣のただいまの考え方について、少くともやるなら、やはりそのくらいは決意をもって、ええと、この法案そのものについては、これは正式に議決で賛成、反対をきめたわけでありませんし、まだきまつておりません。同時に政策審議会で最終的な考え方をまとめ、最終的な議決を決定するのであります。しかし私の申し上げておきたいことは、少くとも地下資源の開発は國みずからやるべきである、それでその足らざるところを民間が協力してやるべきであるというこの基本的考え方について、やはり私は政府の最高責任者であるあなたが、担当大臣として、またあるいは副総理という立場において、このことについて、ただいま熱意を持ってここで言われたことを実現するように特別にお願いしたいと思ひます。

それから次に、その一番大事なことは運営面であり、当初私が民間の出資の内容等について承りましたときは、この民間出資者のある人のごときは、全然私は出資額がふいになつてもよろしい、全然配当などを期待してないというふうな考え方を待つ人もありますが、中には、この法第八条の規定

による事業を行います場合に、やはり出資をしたものに――探鉱を委託するとか、あるいは探鉱機械の貸付を行うとかいふ場合に、やはり最も大きい出資をしたものが優先権を持つようになるのです。ところが今日、二億やあるいは三億の出資程度の、こういう程度は探鉱なら、今日北海道の有力な会社は自力でやるのです。問題は、自力でできない中小炭鉱、あるいは中小企業が切実に念願していることなんです。ところが、これらの資力が一部の大手の業者によって占められて、中小炭鉱が手が伸びないのでは、これはこの目的を達し得ないのであります。そういう見地から、私が大臣に民間出資者の内容等について承つたのは、そういう理由であります。従つて、この運営についても、特に留意していただきたい。またこれについて大臣がどのようにお考えか、お伺いしておきたいものです。

○石井國務大臣 そういう意味で開きになったということを知らなかったのですが、この北海道の開発会社を設けた趣旨は、北海道の開発だということとを大きな看板としていくが、それに、どれかこれまたたくさんにはできないのであります。けれども、私は大企業優先というふうなことの必要は一つも考えておりません。どの地帯をやるといふ場合に、そこに向かうような問題が出てくるでございましょう。それを私は、大小企業にこだわることなく、まず手をつけるべきだ。そうしてわれわれの力で手をつけられるものからやっていく、決して偏するものとなき、りっぱな経営者に來てもらいたい、こういうふうに念願いたして

おります。

○小平(忠)委員 大臣の御説明にまことにけっこうです。そこで、大臣も忙しいようですから、結論に入りたいと思ひますが、あの法案の内容で、当初われわれ審議会で承つた点から明確になつてゐる点は、この会社の主幹する主務大臣は、取締役、監査役についての事項は総理大臣、事業その他の面については総理大臣と通産大臣になっておるわけであり、この北海道の開発行政というものが、特に開発庁という役所ができ、その開発庁長官には國務大臣が當つておるというところについて、現実には現在開発庁長官は、その予算の編成にありあるいは人事権を持っておるが、実際に事業の実施については、各省大臣がこの事業実施に當つておる、監督しておるという矛盾があるのであります。しかし、この会社の実際の主務大臣――もちろんこの会社は専管というのでなくて、開発庁長官は、これでする、何らの権限もないことになつて、これで一体いいのか、もっと考慮の余地はなかつたのか。それから、ただいま大臣が、会社の運営の全きを期するために、いわゆる重役陣について特にりっぱな人に入ってもらいたいということをおっしゃいましたが、会社の代表取締役あるいは取締役の陣容が大体内定されておられるなら、承わつておきたいと思ひます。

○石井國務大臣 監督関係のお話でございしますが、こういうふうな仕事は、全國的問題としては通産大臣が関与しておりますので、北海道においても、

通産大臣と北海道開発庁長官が相談してやってくという事になっておりますけれども、もちろん主務大臣の立場において、北海道開発庁長官の私、この問題にイニシアチブをとって、これを進めて間違いないやうにしたいと思っております。これは北海道開発庁と各省との組織の問題にも関連する問題でございます。一本ですと通っていただければ、一番いい問題でありまして、なかなかどうもうまくいかない。この機会に解決というわけにもいきませんが、この話については、正直に申し上げます、初めこの会社ができた時分は、通産省はあまり乗り気でなかったようにも聞くのであります。それが、どういふことか知りませんが、でき上るころから、非常に熱心に援助、協力をいただいておることは、非常にいいことだと存じております。

それから人事の問題でございますが、私は、こんなことで、ひもつきというか、何か妙な、この人が違ふとおるとか、親しいとかいうことで、やっいていくべきものじゃない。これは北海道の開発というところに力を入れるためにこしらえる会社であります。それに熱意を持って、最もりっぱな人だという人に私はなつてもらいたい、こういうふうな思つておりました。それには、人選をフェアな立場で考えられるような人にお願ひした方がいいのではないかと。私自身が全責任を持って選べないものであります。最後には私が選ぶという形に立つと思ひますけれども、その予選を、実は商工会議所会頭の足立正君にお願ひしております。足立君がいろいろな方面の意見も聞き、そしてりっぱな人をつつ御推薦申した

という事を引き受けてくれておりますから、これはさつき申す出資金の問題があつて、出資の問題等がみんな片づいた後にやつた方がいいだろう、そうしない、何かそこつながらるやうな、それなら、おれの方に關係が薄そうだから出さぬ、というやうな、しみつたれたことになつてはならない、それとこれはおのづから別だということ、寄り寄り人選をしていただいておるところであります。りっぱな、あなた方もこれならよからうとおっしゃるやうな者を選びたいと思つております。

○小平(忠)委員 主務大臣の問題であります。開発庁長官が共管するといふことは、この法の建前から、またこの会社の建前から、また現在の北海道開発法という法律の建前から、それはまずくてなれなかつたのか、それともあなたの政治力がなくて、はずされたのか、その点はどうなんでございませうか。

○石井國務大臣 私はいくつかの事に争つて敗れたといふこともなく、こういう性質のものは、通産大臣と北海道の主管であります私と云いますか——内閣総理大臣との共管にする性質のものです。私自身そう思つております。それで、これは別に特別な感じなく、人事問題は内閣総理大臣、あとは通産大臣と共管の方がうまくいくだろう、すなわにそのまゝ私は受け取つております。

○小平(忠)委員 そうですね、法的根拠によつて開発庁長官がなれないわけではないのですか。

○石井國務大臣 ちょっと御趣旨がわかりませんが、なぜ北海道開発

庁長官を主務大臣として出さなかつたかという意味でありますか——これは、今までのいろいろな法の關係で、内閣総理大臣という名前、いろいろな法文はみなこうなつてゐるやうですが、そうじゃないでしょうか。私はそうだと思つて、そのまゝ受け取つたのですが……。

○小平(忠)委員 内閣総理大臣というのは國の首班なんです。法律で開発庁長官といふのは、國務大臣を立ててゐる。總理大臣の指揮を受けるのは各省大臣同じなんです。そこで私の聞いているのは、國務大臣たる北海道開発庁長官、現在は石井大臣ですが、石井大臣が主務大臣、それは通産大臣との共管でもいいですよ。しかし、總理大臣が入つておれば、すべてを代表するものならば、何も通産大臣を入れる必要はない。通産大臣は業務の性質から入るのだ、そうすると、直接北海道の開発の最高責任者である開発庁長官といふものは、法律的に入ることがむづかしいといふふうに解釈されたのか、いや、そうでなくて、別に差しかえないのだが、總理大臣が入つておればいいと思つて、実は争わなかつたといふのか、どちらなんです。

○石井國務大臣 私、あまり法律のことを知らないで、えらそうに言えませんが、内閣総理大臣は總理府の長として出ますので、行政官庁並びに北海道開発庁あるいは企画庁ですか、そういうものが出てくるやうな場合は、内閣総理大臣といふものによつて出てくる、こういうふうに見ておりますが、違つてましようか。

○小平(忠)委員 そうしますと、總理大臣が入つておれば、もう全部含まれるのだ、開発庁長官も事実上共管だといふ解釈なんです。

○石井國務大臣 開発庁長官と出すのを、こういうやうな場合、法律的には内閣総理大臣といふものが出ておる、そうすると、その仕事即ち私が北海道に關係があるといふものだと思つております。これはどうも法律のことです。それから、私非常に自信がありませんので、政府委員からお答えいたします。

○中平政府委員 ただいまの小平先生の御質問の主務大臣の件でございますが、石井長官からお話がありましたように、こういった法律で主務大臣といふのを規定する場合には、開発庁長官とか、行政官庁長官といふ外局の長官を出すことはございせん。開発庁とか行政官庁は總理府に属するわけでございますので、そういう場合には、總理府の長としての内閣総理大臣が主務大臣といふふうに書くのが慣例でございます。北海道東北開発公庫法の三十六条における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣といふふうにありまして、やはり開発庁長官といふ言葉は使つておりません。これが慣例になつております。従つて、御質問の、内閣の長である總理大臣といふ主務大臣も含まれるといふやうなお話もあつたやうに思ひますが、現在問題となつております場合は、内閣の長としてではなく、總理府の長としての總理大臣といふ意味で、こういうやうな表現をするになつております。

○小平(忠)委員 私もさうだと思つてゐるのですよ。ところが、大臣がそういうことを把握されておらないといふことは、主務大臣として少し不勉強じゃありませんか。これは當然なので

すよ。最初あなたの答弁が、どうも何か適当にやつたんだらう、そんな人事についてあまり関心を持たなかつたのだ、こういうやうなことをおっしゃつたから、私しつこく聞いたのですけれども、そういうことなのですよ。ですから、あなたがやはりもっと明確に把握されていないと、これからあと鋭くこの法案の審議についてつかれていきますから、そういうことは少し勉強されないと——あなたは副總理であるといふことの考え方から、実は遠慮してゐるのです。

それから取締役、監査役の問題について、きつめて合意のある御答弁をされました。あなたは正直ですから、現在内定してゐるとか、取締役や監査役のことについていろいろ人選を進められておるのを隠してゐるとは、私考えないのです。やはり現在、率直に申し上げますれば、まだ民間の出資者の個々の引受者の決定まで至つていない關係上、これらの明確なる引受者の決定を待つて、取締役、監査役等の人選を進めるといふふうに考へておられると思ふのです。この点は、やはりこの会社の事業そのものがきつめて弾力性がありますし、そして相手が地下資源の探鉱のことでもありますから——昔からよく山師と言われます。それほどやつてみてない場合があるわけでありまして、その場合には全くふいなる。そういうことであります。この運営がきつめて大事であり、その運営の衝に當る代表取締役等については、きつめて慎重を要するものと思ふのでありますから、この点については、一つこの会社の目的を達成できるやうな人選に最大の配慮を

願いたいということを、私は最後に希望として申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。
○委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

国土総合開発特別委員会議録第七号
中正誤

六一段 行 誤 正
六一段 同窓 同感

昭和三十三年四月一日印刷

昭和三十三年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局